

第32回入善町農業委員会議事録

平成29年3月10日午後1時30分から第32回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	9番 紺田與規一	10番 愛場正利
12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩
16番 市森孝義	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

8番 鍋嶋太郎 11番 窪野俊和

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第118号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第119号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第120号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第121号 農用地利用集積計画の決定について

議長（酒井職務代理）

お疲れ様です。会長が欠席ということで、代わりまして議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

さて、先月24日に穀物検定協会から平成28年産米の食味ランキングが発表されました。特Aにランクされたものは、21品種、44産地でした。特Aについては、かつては、コシヒカリばかりでしたが、今回コシヒカリは14産地にとどまり、様々な品種がランクされています。残念ながら富山県のコシヒカリは、3年連続とはならず、Aにランクされました。

富山県の新品種について、今月26日に東京にて名称発表があります。今年は、23か所、7町歩で試作をし、平成30年には1,000町歩にする予定となっております。全国的にも、新しい品種をつくって販売しているところが増えてきております。富山県におきましても、この新品種に期待を込めて、どのような

戦略でいくのか注目していきたいと思います。
それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（酒井職務代理）

それでは第32回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（酒井職務代理）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。17番中島委員と18番手塚委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（酒井職務代理）

次に、日程第3、議案第117号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

案第117号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、7件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、東五十里〇〇番、外3筆の計4筆で、台帳地目、現況地目は、ともにすべて田、面積は合計4,789㎡です。譲渡人は、入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は、これまで譲渡人と譲受人の父である〇〇さんの間で賃貸借契約されていましたが、所有権を譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から800mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、48,995㎡となるため、要件を

満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、吉原〇〇番1、外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目は、ともにすべて田、面積は合計5,550㎡です。譲渡人は、神奈川県横浜市青葉区荏田西〇〇丁目〇〇番〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町吉原〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は県外在住で当該農地を管理できず、〇〇さんに譲り渡すため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から車で10分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、29,704㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、中島委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、下飯野〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は3,065㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町蛇沢〇〇番の〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇が農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から約500mと通作に支障は無いと見込

まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間240日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することといういわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、810,503㎡であり、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は、浦山新〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は2,997㎡です。譲渡人は、入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地はこれまで譲渡人と譲受人の間で賃貸借契約が結ばれていましたが、そのまま所有権を譲り渡すこととなったため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から700mほどと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,363㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、市森委員にいただいております。

申請番号5番、農地の所在地は、荒又〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は360㎡

です。譲渡人は、入善町桐山〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町荒又〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は、法以前貸借によって譲受人が耕作していますが、そのまま所有権を譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から500mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、21,787㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号6番、農地の所在地は、荒又〇〇番1、荒又〇〇番1の計2筆で、台帳地目、現況地目は、ともにすべて田、面積は合計5,524㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農業公社で、譲受人は、入善町荒又〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩で1分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間250日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、113,749㎡となるため、要件を

満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号7番、農地の所在は、野中〇〇番、外5筆の計6筆で、台帳地目、現況地目は、ともにすべて田、面積は合計12,557㎡です。譲渡人は、入善町野中〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町野中〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人と譲受人は、親子で、生前贈与するために、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩約5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、同一経営体内での移転であるため変わらず13,534㎡であり、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。農業委員による意見書の確認印は、窪野委員にいただいております。

以上、7件です。よろしくお願いいいたします。

なお、鍋嶋会長及び窪野委員が欠席ですので、意見を伺ったところ、権利の整理や担い手の規模拡大につながる案件ですので、問題ないとのことです。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号2番の確認を行いました。事務局の説明のとおりでありましたので、問題ないと思います。

塚田委員

申請番号3番は私ですが、県水産公社の前の所有者は県外の方で、従来から譲受人が耕作していた農地ですので問題ありません。

市森委員

申請番号4番も事務局の説明のとおりです。従来からの耕作者である〇〇さんへ譲渡す申請ですので問題ないと考えます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井職務代理者）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第117号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第4、議案第118号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案118号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町青島字寺越〇〇-2、台帳地目、現況地目ともに田、面積は302㎡です。

申請者は入善町入膳〇〇番地4の〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地」です。

申請者は、現在居住している住宅敷地が国道8号の拡幅事業の対象用地となり、住宅を移転する必要があることから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、鍋島会長に現地を確認いただいておりますが、本日欠席なので事前に意見を伺ったところ、用途地域内であり、問題ないとのことです。

以上、1件になります。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井職務代理者）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第118号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第5、議案第119号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第119号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町栲山〇〇番1、外4筆の計5筆、台帳地目はすべて田、現況地目は栲山〇〇番1は宅地、栲山〇〇番5及び栲山〇〇番6は雑種地、ほかはすべて田で、合計面積は2,872㎡です。譲渡人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん外3名で、譲受人は高岡市本町〇〇番〇〇号の〇〇です。転用目的は「コンビニエンスストア」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲受人の〇〇は、土地造成事業や不動産の管理、賃貸、売買をする会社ですが、国道8号と県道小杉栲山新線とが交差している申請地で地域住民の利便性を向上させる目的でコンビニエンスストアの建設を計画をたてたことから、今回の転用申請となりました。

当該申請地の内、栲山〇〇番5及び〇〇番6は、昭和60年7月5日に、譲渡人の入善町栲山〇〇番地の1の〇〇が業務拡大に伴う従業員駐車場の拡張を計画していましたが、経済状況の悪化により、計画の遂行が困難となり現在利用していない状況であることから、今回、事業計画変更申請を併せて行っております。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、宅地に囲まれており、生産性の低い農地であることから、市街化が見込まれる区域内にある農地・第2種農地であると判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できると認められる場合には原則許可することができないとなっておりますが、転用目的が「コンビニエンスストア」で、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）を準用して、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要

な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和50年11月25日に除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

なお、申請地の一部に農機具格納庫があり、本来は農地法による転用許可を受けてから建てるべきところ、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号2番、申請地は入善町柵山〇〇番1の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は401㎡です。譲渡人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農機具格納庫敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在使用している農機具格納庫の敷地が申請番号1番の敷地の一部となり、農機具格納庫の移転の必要が生じ、今回の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、宅地に囲まれており、生産性の低い農地であることから、市街化が見込まれる区域内にある農地・第2種農地であると判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には原則許可することができないとなっていますが、転用目的が「農機具格納庫敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)を準用して、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和47年2月25日に除外済みであり、隣接耕作者は譲渡人であり同意は不要、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請番号1番に関連して、議案第120号「事業計画変更の申請による意見進達について」、続けて説明をさせていただきます。

それでは、次のとおり事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

変更前は、譲渡人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町柵山〇〇番地の1の〇〇で、申請地は入善町柵山〇〇番5、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,330㎡で、転用目的は「駐車場敷地」です。

変更後は、譲渡人は入善町柵山〇〇番地の1の〇〇で、譲受人は高岡市本町〇〇番〇〇号の〇〇です。申請地は柵山〇〇番5及び〇〇番6、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は合計1,329㎡です。転用目的は「コンビニエンスストア」です。

当該申請地は、昭和60年7月5日に農地転用の許可を受け、土地の造成を行っていましたが、更地のまま利用していない状況であることから、今回、事業計画申請を行うものです。

よろしくお願いたします。

なお、申請番号1番及び2番につきまして、鍋島会長に確認いただいております、問題ありませんと意見をいただいております。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

上島委員

申請番号1番について、地元にて説明会がありました。申請地の北西に国道8号の地下道があり、ここは通学路で、子どもたちの待ち合わせ場所でもありますので、コンビニへの乗り入れ対策をしっかり行うことをお願いしました。

笹原委員

地元の下承を得てから申請できるのではないのですか。

事務局

隣接耕作者や土地改良区等の同意は必要ですが、地元全体の同意までを求めておりませんので、可能です。

議長（酒井職務代理者）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第119号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び、議案第120号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第7、議案第121号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第121号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年3月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規7件、再設定13件の申請があります。

まずは、新規です。

申請番号1番。目川〇〇-1外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,261㎡。貸付人は入善町木根〇〇番地2の〇〇さん、借受人は入善町木根〇〇番地の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は10年です。

申請番号2番。目川〇〇、地目は田、面積は735㎡。貸付人は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町木根〇〇番地の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は10年です。

申請番号3番。新屋〇〇-1、地目は田、面積は459㎡。貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地4の〇〇、借賃は10aあたり14,000円で期間は10年です。

申請番号4番。下山〇〇、地目は田、面積は1,071㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号5番。墓ノ木〇〇、地目はすべて田、面積は240㎡。貸付人は入善町墓ノ木〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は5年です。

申請番号6番。荒又〇〇-1、地目は田、面積は386㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号7番。舟見〇〇、地目は田、面積は3,745㎡。貸付人は京都府向日市寺戸町大牧〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,000円で期間は10年です。

つづきまして、再設定です。

申請番号8番。田中〇〇外5筆、地目はすべて田、面積は合計14,600㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町田中〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり田中〇〇、〇〇、〇〇-1は11,200円で、外は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号9番。田中〇〇、地目は田、面積は1,953㎡。貸付人は入善町田中〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町田中〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号10番。田中〇〇-1、地目は田、面積は381㎡。貸付人は入善町田中〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町田中〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号11番。木根〇〇外5筆、地目はすべて田、面積は合計12,089㎡。貸付人は入善町木根〇〇番地2の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町木根〇〇番地の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は10年です。

申請番号12番。神子沢〇〇外4筆、地目はすべて田、面積は合計6,669㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町神子沢〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町道古〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり神子沢〇〇-1は9,100円、外は11,200円で期間は2年です。

申請番号13番。下飯野〇〇外1筆、地目はすべて田、面積は合計6,509㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町下飯野〇〇番地1の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号14番。下飯野〇〇、地目は田、面積は285㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町蛇沢〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号15番。下飯野〇〇-1、地目は田、面積は638㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号16番。高島〇〇-1、地目は田、面積は995㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町高島〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町高島〇〇番地3の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号17番。下山〇〇、地目は田、面積は3,042㎡。貸付人は入善町青島〇〇番地の〇〇さん、借受人は朝日町下山新〇〇番地2の〇〇、借賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号18番。浦山新〇〇-1、地目は田、面積は1,424㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号19番。浦山新〇〇-1、地目は田、面積は2,166㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は0円で期間は10年です。

申請番号20番。荒又〇〇-1外3筆、地目はすべて田、面積は合計4,546㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり荒又〇〇は11,200円、外は9,100円で期間は10年です。

以上、新規7件、再設定13件、合計20件です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
以上、よろしくお願いします。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

松澤委員

申請番号1番のように賃借料が「借受人の定める通り」というのは成立するのでしょうか。
賃借料を明記しないことはいいのでしょうか。

事務局

賃借料については、貸付人及び借受人双方での協議により定めることとしており、標準賃借料と差異があっても問題ありません。

議長（酒井職務代理者）

集落営農の場合、総会にて毎年の賃借料を定めていることが多いので、変動するため仕方ないのかもしれないですね。

議長（酒井職務代理者）

他にございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第121号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（酒井職務代理者）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

平成29年度の農作業等標準料金表についてです。基本的には昨年度定めましたので、平成30年度まで変更ありませんので、参考までに配布いたします。

次に、農業委員活動記録簿について、今年度後半の活動記録の集計を、次回の農業委員会時に集めたいと思いますので、ご記入の上お持ちくださいますよう、よろしくお願いします。

入善町農業委員会委員募集要項案についてです。3月議会にて定数条例を定めます。その後、新しい農業委員を4月3日から募集いたしますのでよろしくお願いします。なお、事前に関係団体及び各地区に推薦書を配布する予定としておりますので、話し合いの際は皆様のご協力もお願いします。

最後に、前回もお知らせしましたが、農業委員等研修会が、3月14日、火曜日、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。役場正面からマイクロバスで12時に出発したいと思いますので、遅れないようお集まりください。なお、この場で出欠を確認させていただきますので、欠席される方や、マイクロバスを利用せず自分で向かわれる方などおられましたら、お知らせください。

議長（酒井職務代理者）

他にご意見がないようですので、これもちまして第32回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、平成29年4月6日 木曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時44分）